

京都府入札監視委員会（令和6年度第2回）議事概要

開催日時及び場所	令和6年10月24日(木) 午後2時～午後4時30分 京都ガーデンパレス 祇園の間		
出席委員氏名(職業)	委員長 安 保 嘉 博(弁護士) 委員 宇 野 伸 宏(京都大学大学院工学研究科教授) 委員 金 尾 伊 織(京都工芸繊維大学工芸科学部教授) 委員 末 松 千 尋(京都大学名誉教授) 委員 平 尾 嘉 晃(弁護士)		
議 事 概 要	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ(山田総務部副部長) 3 議事 <ul style="list-style-type: none"> (1)入札及び契約手続の運用状況等について (2)抽出案件に関する入札経緯等について (3)個別案件の報告について(発注機関) (4)次回抽出委員の選出等 (5)次回開催日程の調整 4 閉会 		
審 議 対 象 期 間	令和6年4月1日～令和6年7月31日		
審 議 対 象 件 数	[工事] 300件	[物品] 86件	[フ・ホ・サ・ル] 111件
内 訳	一般競争入札	260件	74件
	指名競争入札	22件	2件
	随意契約	18件	10件
抽 出 案 件	4件	1件	1件
委員からの意見・質問 とそれに対する回答等	意見・質問		回答等
	別紙のとおり		別紙のとおり
委員会意見の内容	<p>○一部の入札において、以下の状況が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事後公表が実質的に事前公表になっている。 ・特定企業の仕様により発注が制限されている。 <p>今回の状況を踏まえて、常に監視を怠らず、今後とも競争性の確保に向けて、入札制度の運用に取り組みたい。</p>		

別紙

3 議事

(1) 入札及び契約手続の運用状況等について

意見・質問	回答等
○特に質疑無し。	

(2) 抽出案件に関する入札経緯等について

①山城総合運動公園公共都市公園施設整備（防災・安全）工事

…一般競争

意見・質問	回答等
○高落札率かつ 1 者入札の府外発注案件ということだが、参加可能業者が 6 者あるうち、1 者のみの応札となった経過は調査等されたのか。	○入札にあたっては、国及び地方公共団体の工事における受注実績を確認している。平成 20 年度以降の造波装置の実績は 6 者で確認でき、民間工事を含めると 6 者以上参加可能であると考えていた。結果としては 1 者入札となったが、手持ち工事の有無等に影響を受けたものと推察される。
○予定価格を事後公表としているが、今回の工事のように工場で製作する製品の価格が高い場合、見積もり等により決定した製品価格を入札公告時に公表すると、事前公表と変わらないのではないか。	○官積算として適正な予定価格を算出し、製品の品質を確保するために入札参加者に示しているものであり、入札は適切に行われたものと認識している。
○工期を長く確保されているが、実際の工事は今夏に行われたのか。また、プール施設の工事は、秋以降の一定時期に集中すると考えられるが、例えば年度を跨いだ工期を設定し、時間的余裕があれば応札者も増えるのではないのか。	○現在、工場で機器を製造しており、今夏は既存の装置を運用、機器の製造後に据え付け工事を行うこととしている。また、本件の受注者については工期内で作業いただくが、今後同様の工事を発注する際は、全国的な同種工事の発注動向を見ながら時期が集中しないように検討してまいりたい。

②木津川流域下水道洛南浄化センター建設工事（消化ガス発電電気設備更新）…一般競争

意見・質問	回答等
○当初の入札参加可能者数 40 者に対して応札者が 2 者であったことについて、何か調査されたのか。	○入札に参加しなかった者に対して本件独自のヒアリング等を行っていないが、他の機械・電気設備工事の入札参加者からは、技術者の不足や高齢化等により、入札に参加できる工事自体が限定されるという実情があると聞いている。

意見・質問	回答等
<p>○技術者不足や高齢化等については日本全国で耳にする話であり、直ちに解決できるものではないが、行政として要件緩和等の対応可能な方策は無いのか。</p> <p>○この工事では、メタンガスを燃やして発電する標準品を採用しているように思うが、特定の能力を有する技術者を長期間にわたって専任で配置する必要が生じるほど複雑な内容なのか。</p>	<p>○配置技術者の要件については法令等で定められている義務なので、一行政機関だけで工夫できることは限られている。一方、技術者の兼任配置に係る関係法令の改正等によって緩和方向に向かうと思われる。</p> <p>○今回の工期は2年間としているが、約1年間は工場において主要機器の製作を行う期間であり、技術者の専任を求めている。その後、現場工事においては、下水処理施設の運転を行いながらの工事であり、一定の経験・技術力が求められるため技術者の専任配置が必要であると考えている。</p>

③管内一円 道路維持修繕（小修繕）工事

…指名競争

意見・質問	回答等
<p>○入札自体は緊急を要するものではないにも関わらず、指名された14者のうち、なぜ12者が辞退されたのか。</p> <p>○過年度において、休日・夜間の出勤件数はどの程度か。また、夜間の体制はどのように事業者は対応しているのか。</p> <p>○入札価格510万円とあるが、事業者の負担はどの程度発生するのか。また、実際の作業が過大又は過少となった場合でも精算がなされるのか。</p>	<p>○技術者不足。管内で他の大型工事が行われており、そちらに参加されることが考えられる。</p> <p>○休日・夜間の過去出勤件数は、 R5は照明補修16～17か所 R4は照明補修16か所、情報板修繕11か所 R3は照明補修20か所、情報板修繕1か所であった。また、夜間の出勤は、起こる頻度は少ないと思われるが、必要があった場合は、対応できる体制を組んでもらうようにしている。</p> <p>○過去の事例を参考に想定する作業量を積算し契約単価を定めており、実際に出動し、作業した実績に応じて適切に精算して作業分相当の金額を支払うこととしている。</p>

④けいはんなオープンイノベーションセンター (KICK) 照明制御設備更新工事

…随意契約

意見・質問	回答等
<p>○説明の中で、費用及び工期の兼ね合いで特定業者以外への依頼が困難であったということだが、他社の見積との間で乖離があり、落札者だけが安価で算出できた理由をお聞きしたい。</p> <p>○当センターは国が設計・建設したものであり、照明設備も建設時に特定の企業による仕様で整備されている。今回の工事では、特定の企業の仕様に制約され、更新工事を随意契約で発注せざるを得ない状況になっている。</p>	<p>○全ての端末及び中央装置を工期内に付け替えるのが困難である状況の下、今回の落札者のみが現在運用している機器の部分更新により安価が実現したものと考えられ、今回については随意契約とした。</p> <p>○設計の段階で特定の企業の仕様に制約されないよう、十分検討する必要があると考える。今回は部分的な更新に絞って工事費を低減するなどの工夫をした上で、この発注形態を採用している。</p>

⑤運転免許証更新時講習等に使用する教本

…一般競争

意見・質問	回答等
<p>○落札率が 59.5%と非常に低いように見受けられる。印刷物の場合は在庫状況等による価格の上下はないと思うが、予定価格に問題があったのではないか。</p> <p>○教本の内容は京都府警察独自のものなのか。</p> <p>○参考見積を基に予定価格を算出されているが、当該見積を提出した業者が自身の見積額よりも大幅な安価で入札しており、参考見積の信憑性に課題があると考えられる。</p>	<p>○今回の予定価格は、教本を発行している3者からの参考見積で最も安価なものを採用している。配送に係る燃料の高騰やドライバー不足のように不透明な部分が有るため、結果的に見積が高かったのではと考えている。</p> <p>○京都府独自のものではない。道路交通法 108 条の 28 で定めるとおり、国家公安委員会が作成する「交通の方法に関する教則」の内容を基に作成している。</p> <p>○同様の事態を避けるため、当該業者へのヒアリングを実施するなど、適正な価格の把握に努めていきたい。</p>

意見・質問	回答等
○評価項目のうち価格点について、順位によって大きく差がつく配点とされているが、他の評価項目とのバランスについて吟味はされたのか。	○公募型プロポーザル運用委員会での意見を踏まえ、府内で利用できるポイント等（原資）を府民へ少しでも多く還元できるよう、価格点を重視すべきとの意見があり、価格に競争性が働くような配点としたものである。
○本業務について半年ほど経過したかと思うが、効果はどの程度か。	○省エネ性能の高い家電は高価であるためか、予算消化率は半分未満である。そのため来年1月末まで購入期間を延長している。今後、執行状況や府民の行動変容等の効果について検証していく予定。

(3) 個別案件の報告について（発注機関）

概 要
<ul style="list-style-type: none"> ・1者入札となった案件につき、応札者から他者への不正な働きかけなどの事実は認められないことを確認し、落札決定を行うことは問題ない旨の御意見を得た。